

介護サービスの種類 48	
都道府県知事 <sup>(※1)</sup> が指定・監督を行うサービス	
<b>居宅サービス</b> 訪問サービス ・訪問介護 (ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護 ・特定福祉用具販売 ・福祉用具貸与	<b>短期入所サービス</b> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 (ショートステイ) 通所サービス ・通所介護 (デイサービス) ・通所リハビリテーション
<b>施設サービス</b> ・介護老人福祉施設 <sup>(※2)</sup> ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>地域密着型サービス</b> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>(※3)</sup> ・夜間対応型訪問介護 <sup>(※3)</sup> ・地域密着型通所介護 (療養通所介護も含む) <sup>(※3)</sup> ・認知症対応型通所介護 <sup>(※3)</sup> ・小規模多機能型居宅介護 <sup>(※3)</sup> ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <sup>(※2)</sup> ・看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) <sup>(※3)</sup>
<b>介護予防サービス<sup>(※4)</sup></b> 訪問サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防福祉用具貸与	<b>短期入所サービス</b> ・介護予防短期入所生活介護 <sup>(※5)</sup> ・介護予防短期入所療養介護 <sup>(※5)</sup> (ショートステイ) 通所サービス ・介護予防通所リハビリテーション
<b>地域密着型介護予防サービス</b> ・介護予防認知症対応型通所介護 <sup>(※3)</sup> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 <sup>(※3)</sup> ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) <sup>(※6)</sup>	<b>居宅介護支援</b>

※1 指定都市・中核市の市長も含む。  
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。  
 ※3 特定地域密着型 (介護予防) サービスといひ、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型 (介護予防) サービスである。

## 上か下か

受けられるサービスが違う

### 上 (要介護1~5)

### 下 (要支援1・2)

状態が良いので

受けられるサービスが少ない

- ・施設サービスは受けられない
- ・居宅サービスの一部 (訪問介護・通所介護) が受けられない
- ・地域密着型サービスで受けられるのは認知症の3つ

介護サービスの種類 48	
都道府県知事 <sup>(※1)</sup> が指定・監督を行うサービス	
<b>居宅サービス</b> 訪問サービス ・訪問介護 (ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護 ・特定福祉用具販売 ・福祉用具貸与	<b>短期入所サービス</b> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 (ショートステイ) 通所サービス ・通所介護 (デイサービス) ・通所リハビリテーション
<b>施設サービス</b> ・介護老人福祉施設 <sup>(※2)</sup> ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>地域密着型サービス</b> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>(※3)</sup> ・夜間対応型訪問介護 <sup>(※3)</sup> ・地域密着型通所介護 (療養通所介護も含む) <sup>(※3)</sup> ・認知症対応型通所介護 <sup>(※3)</sup> ・小規模多機能型居宅介護 <sup>(※3)</sup> ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <sup>(※2)</sup> ・看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) <sup>(※3)</sup>
<b>介護予防サービス<sup>(※4)</sup></b> 訪問サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防福祉用具貸与	<b>短期入所サービス</b> ・介護予防短期入所生活介護 <sup>(※5)</sup> ・介護予防短期入所療養介護 <sup>(※5)</sup> (ショートステイ) 通所サービス ・介護予防通所リハビリテーション
<b>地域密着型介護予防サービス</b> ・介護予防認知症対応型通所介護 <sup>(※3)</sup> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 <sup>(※3)</sup> ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) <sup>(※6)</sup>	<b>居宅介護支援</b>

※1 指定都市・中核市の市長も含む。  
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。  
 ※3 特定地域密着型 (介護予防) サービスといひ、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型 (介護予防) サービスである。

## 左か右か

誰が指定するか?

左 都道府県知事が指定      右 市町村長が指定

指定されないと

保険で介護サービス提供できない

指定を受けるには

基準 (運営・人員・設備) を満たす必要がある

注意!

- ・都道府県知事が指定したのも、保険者はすべて市町村
- ・介護サービス情報の公表は市町村が指定したのもでも県知事へ報告
- ・介護保険事業 (支援) 計画 定めるべき事項

# 現物給付か償還払いか

ほとんどのサービスは現物給付

上

- ① 居宅介護サービス費
- ② 地域密着型介護サービス費
- ③ 施設介護サービス費
- ④ 居宅介護サービス計画費
- ⑤ 特定入所者介護サービス費

下

- ⑥ 介護予防サービス費
- ⑦ 地域密着型介護予防サービス費
- ⑧ 介護予防サービス計画費
- ⑨ 特定入所者介護予防サービス費



地域密着型サービスが分かりづらい

- ・小規模多機能・看護小規模多機能は3つとも提供
- ・グループホーム、地域密着型特定施設 ⇒ 入居系
- ・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒ 入所系
- (※介護保険施設ではない)

この色分けで理解できること

- ・おむつ代の保険給付 入所○ 入居×
- ・特定入所者介護サービス費 入所○ 入居×
- ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度
- ・共生型サービス
- ・基準該当サービス
- ・相当サービス
- ・区分支給限度基準額
- ・介護保険事業計画

介護サービスの種類 48

都道府県知事<sup>(※1)</sup>が指定・監督を行うサービス

市町村長が指定・監督を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 (ショートステイ)

通所サービス

- 通所介護 (デイサービス)
- 通所リハビリテーション

特定施設入居者生活介護

- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与

施設サービス

- 介護老人福祉施設<sup>(※2)</sup>
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護<sup>(※3)</sup>

- 夜間対応型訪問介護<sup>(※3)</sup>
- 地域密着型通所介護 (療養通所介護も含む)<sup>(※3)</sup>
- 認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup>
- 小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup>
- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<sup>(※2)</sup>
- 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)<sup>(※3)</sup>

居宅介護支援

介護予防サービス<sup>(※4)</sup>

訪問サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護<sup>(※5)</sup>
- 介護予防短期入所療養介護<sup>(※5)</sup> (ショートステイ)

通所サービス

- 介護予防通所リハビリテーション

介護予防特定施設入居者生活介護

- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup>
- 介護予防小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup>
- 介護予防認知症対応型共同生活介護<sup>(※6)</sup> (グループホーム)

介護予防支援

※1 指定都市・中核市の市長も含む。  
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。  
 ※3 特定地域密着型 (介護予防) サービスといひ、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型 (介護予防) サービスである。

介護サービスの種類 48

都道府県知事<sup>(※1)</sup>が指定・監督を行うサービス

市町村長が指定・監督を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 (ショートステイ)

通所サービス

- 通所介護 (デイサービス)
- 通所リハビリテーション

特定施設入居者生活介護

- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与

施設サービス

- 介護老人福祉施設<sup>(※2)</sup>
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護<sup>(※3)</sup>

- 夜間対応型訪問介護<sup>(※3)</sup>
- 地域密着型通所介護 (療養通所介護も含む)<sup>(※3)</sup>
- 認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup>
- 小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup>
- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<sup>(※2)</sup>
- 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)<sup>(※3)</sup>

居宅介護支援

介護予防サービス<sup>(※4)</sup>

訪問サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護<sup>(※5)</sup>
- 介護予防短期入所療養介護<sup>(※5)</sup> (ショートステイ)

通所サービス

- 介護予防通所リハビリテーション

介護予防特定施設入居者生活介護

- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup>
- 介護予防小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup>
- 介護予防認知症対応型共同生活介護<sup>(※6)</sup> (グループホーム)

介護予防支援

※1 指定都市・中核市の市長も含む。  
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。  
 ※3 特定地域密着型 (介護予防) サービスといひ、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型 (介護予防) サービスである。

介護サービスの種類 48

**都道府県知事<sup>(※1)</sup>が指定・監督を行うサービス**

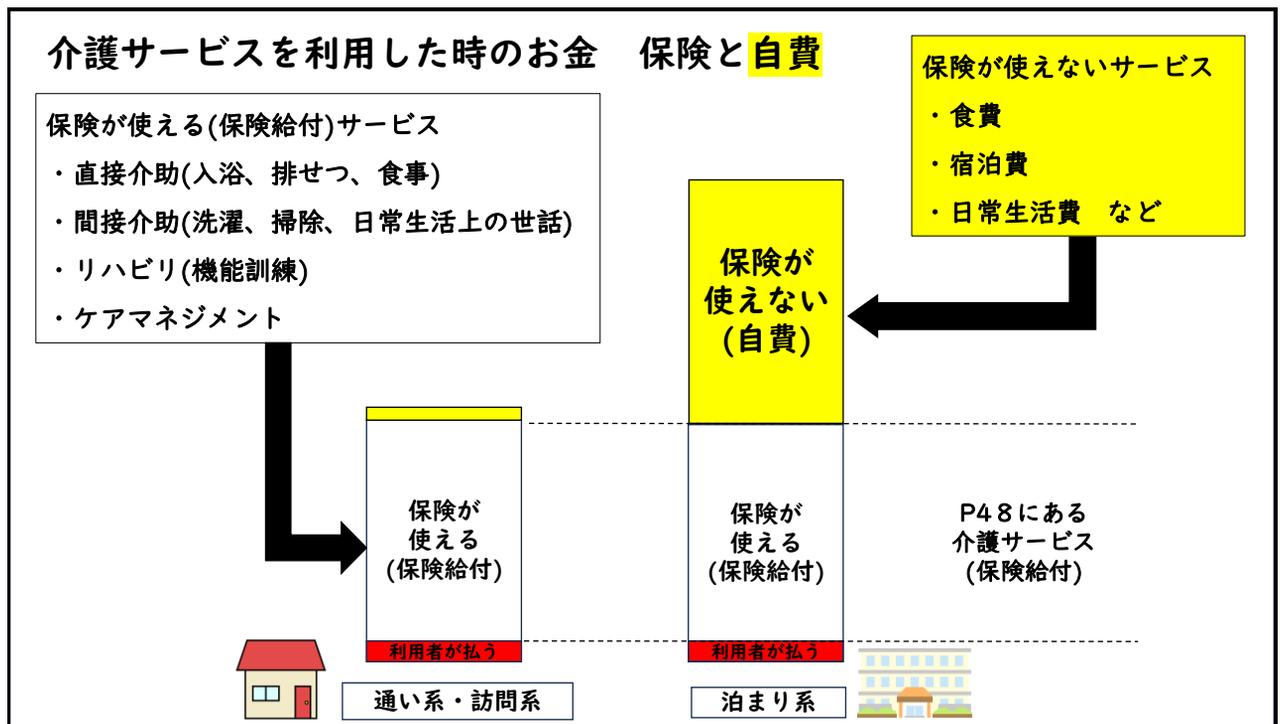
**市町村長が指定・監督を行うサービス**

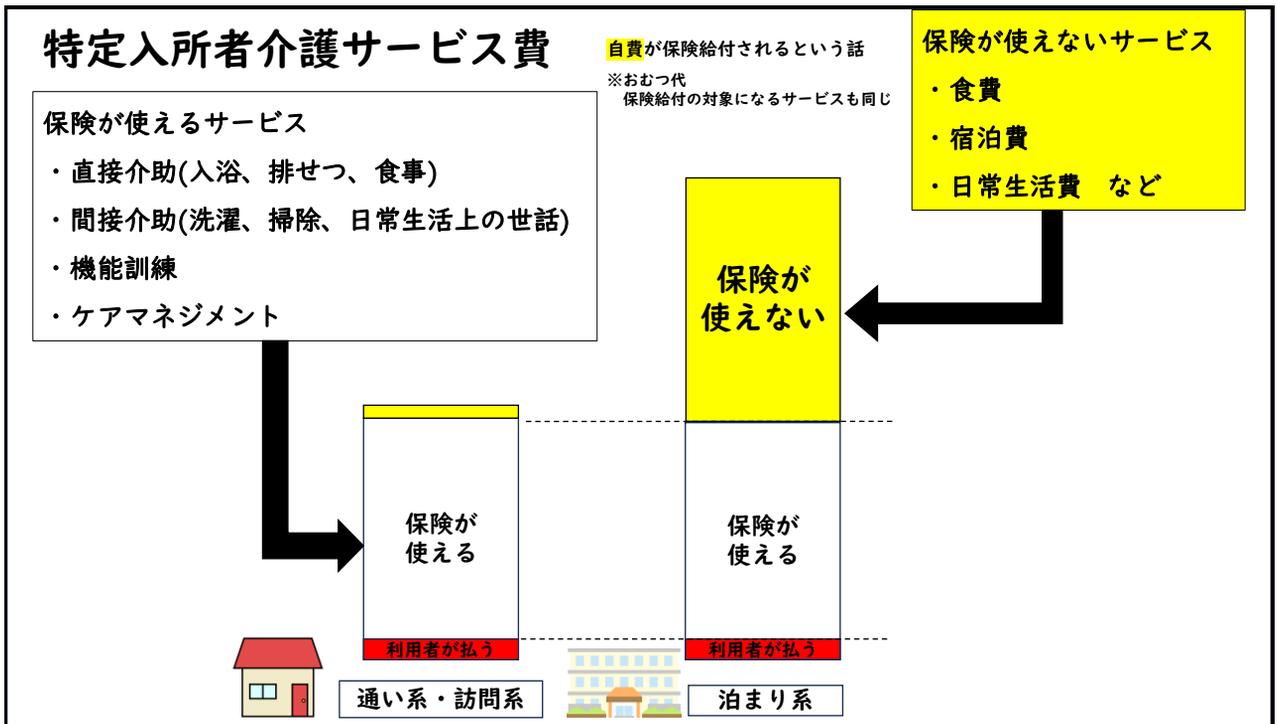
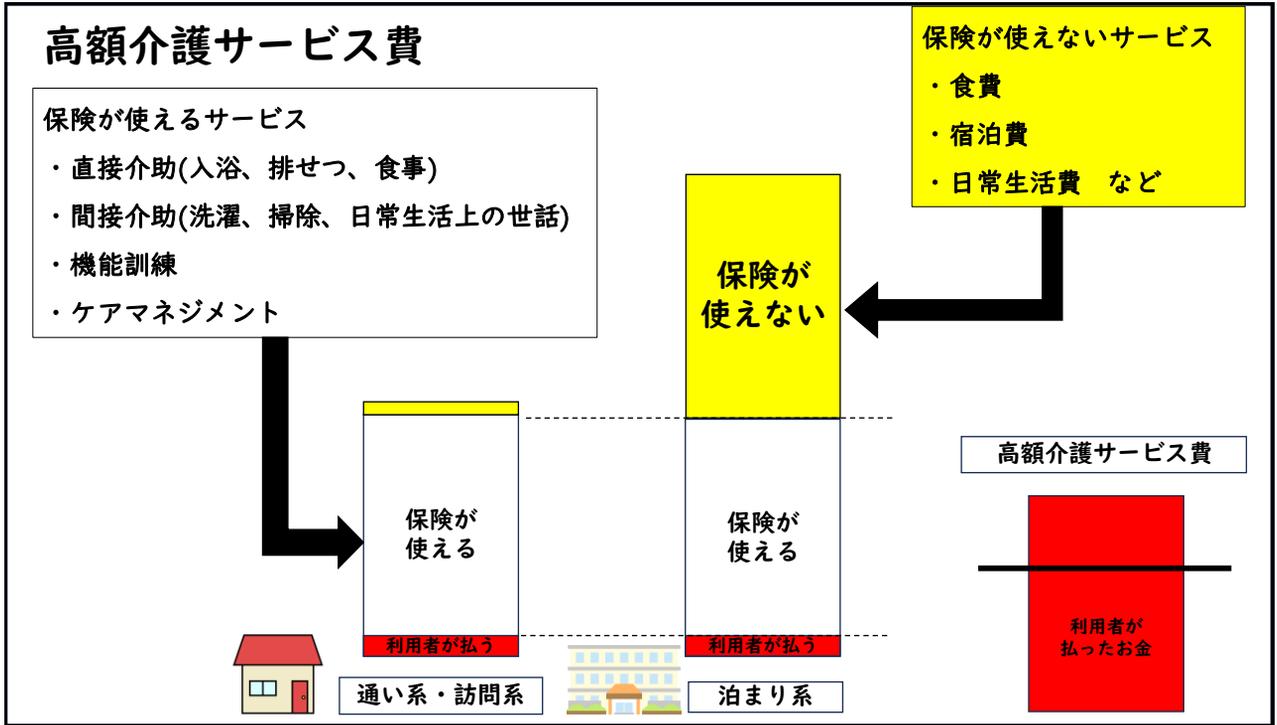
## 福祉系か医療系か

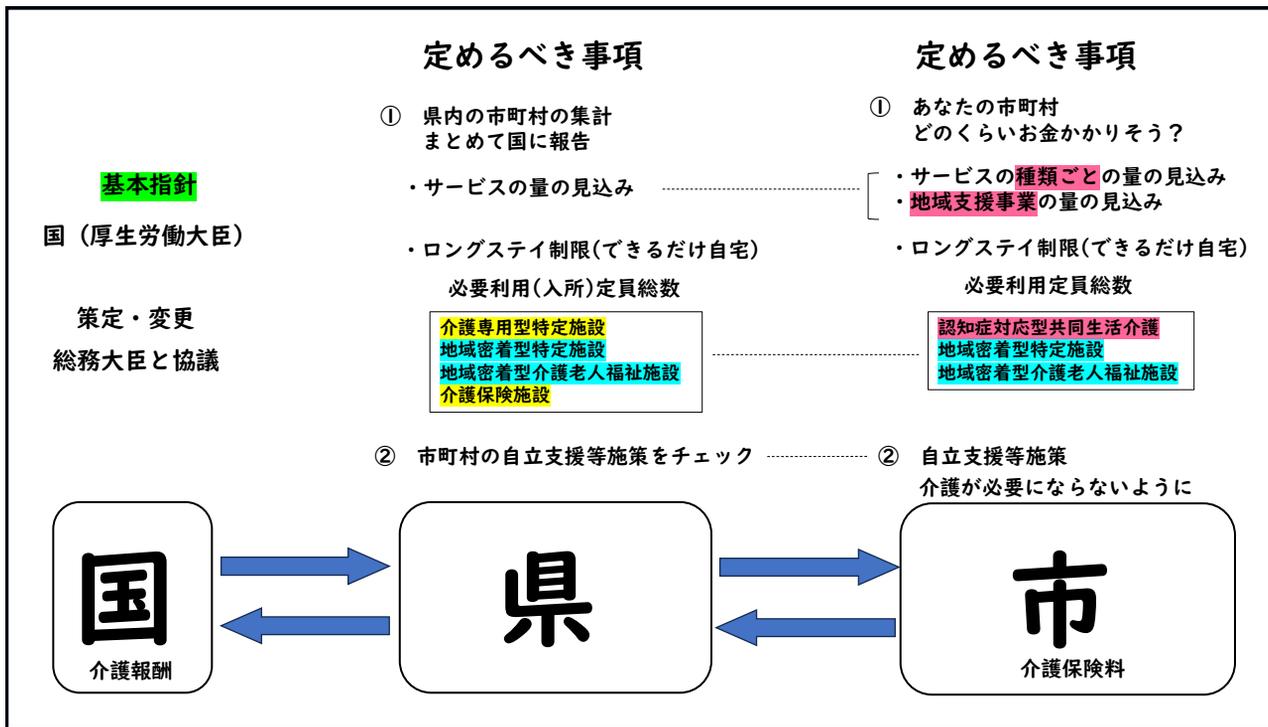
- 介護保険のベースは**福祉系**
- 医療系はちょっと贅沢なサービス
- 下(予防給付)の地域密着型サービスには医療系がない
- 特に認めましょうという場合は**福祉系**が多い
- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- 共生型サービス
- 基準該当サービス
- 相当サービス

介護給付を行うサービス	<p><b>居宅サービス</b></p> <p><b>訪問サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護 (ホームヘルプサービス)</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> </ul> <p><b>短期入所サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護 (ショートステイ)</li> </ul> <p><b>通所サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護 (デイサービス)</li> <li>通所リハビリテーション</li> </ul> <p>特定施設入居者生活介護 特定福祉用具販売 福祉用具貸与</p>	<p><b>地域密着型サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回 随時対応型訪問介護看護<sup>(※3)</sup></li> <li>夜間対応型訪問介護<sup>(※3)</sup></li> <li>地域密着型通所介護 (療養通所介護も含む)<sup>(※3)</sup></li> <li>認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup></li> <li>小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup></li> <li>認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<sup>(※2)</sup></li> <li>着脱小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)<sup>(※3)</sup></li> </ul> <p>居宅介護支援</p>
	<p><b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設<sup>(※2)</sup></li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護医療院</li> </ul>	<p><b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup></li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup></li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護<sup>(※6)</sup> (グループホーム)</li> </ul> <p>介護予防支援</p>
予防給付を行うサービス	<p><b>介護予防サービス<sup>(※4)</sup></b></p> <p><b>訪問サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p><b>短期入所サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護<sup>(※5)</sup></li> <li>介護予防短期入所療養介護<sup>(※5)</sup> (ショートステイ)</li> </ul> <p><b>通所サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与</p>	<p><b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護<sup>(※3)</sup></li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護<sup>(※3)</sup></li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護<sup>(※6)</sup> (グループホーム)</li> </ul> <p>介護予防支援</p>

※1 指定都市・中核市の市長も含む。  
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。  
 ※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。







3月か4月ごろもう1枚追加予定